

読替え後の「大阪外国語大学外国語学部
卒業論文に関する規程」

平成 17 年 3 月 8 日

全 部 改 正

最近読替改正 平 25. 3. 7

(趣旨)

第 1 条 この規程は、読替え後の大阪外国語大学外国語学部教育課程に関する規程第 8 条第 3 項の規定に基づき、旧外国語学部の卒業論文に関し必要な事項を定める。

(指導教員等)

第 2 条 学生の卒業論文指導教員は、専攻又は専攻語（以下「専攻等」という。）内で協議の上定める。ただし、必要に応じて卒業論文指導教員以外に副指導教員を定めることができる。

(卒業論文受講届等)

第 3 条 学生は、卒業年次の第 2 期に卒業論文の受講登録をした上で、10 月 31 日までに所定の卒業論文受講届を、1 月 20 日までに卒業論文を、それぞれ言語文化研究科・外国語学部事務部箕面事務室教務係（以下「教務係」という。）に提出しなければならない。

2 病気その他やむを得ない事由により、卒業論文の提出期限までに卒業論文を提出できない者で、その理由を証する書類を添えて卒業論文の提出期限までに所定の卒業論文提出延期願を提出し、許可された者については、1 月 31 日を限度として卒業論文の提出を延期することができる。

(卒業論文の評価)

第 4 条 卒業論文の評価は、卒業論文の審査及び口述試問により行い、原則として卒業論文指導教員及び必要な教員の複数で行う。

(卒業論文の代替)

第 5 条 専攻等によっては、卒業論文を必修とせず、専攻科目の履修による代替を認めることができる。

2 卒業論文の代替を認める場合は、専攻等内で協議の上、履修科目の指定その

他必要な事項を定める。

3 卒業論文の代替を選択する学生は、専攻等によって指定された授業科目のうちから、8 単位以上を卒業年次に履修しなければならない。ただし、夜間主コースの学生が履修する年次については、この限りでない。

4 卒業論文の代替を選択する学生は、卒業年次の 4 月 30 日までに所定の卒業論文代替届を教務係に提出しなければならない。

(提出期限が休業日の場合の措置)

第 6 条 第 3 条第 1 項に規定する卒業論文受講届及び卒業論文の提出期限、第 3 条第 2 項に規定する卒業論文の提出延定期限又は第 5 条第 4 項に規定する卒業論文代替届の提出期限が、読替え後の大阪外国語大学学則第 23 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に規定する休業日並びに第 3 項に規定する臨時の休業日に当たるときは、これらの日の翌日までに提出しなければならない。

附 則

この規程は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。